

地方独立行政法人北九州市立病院機構における研究費に関する不正防止計画

【第1版】

令和3年4月1日

統括管理責任者

「地方独立行政法人北九州市立病院機構における研究費の不正防止対策に関する基本方針3」に基づき、不正防止計画を次のとおり定める。

不正を発生させる要因	起こりうる不正の内容	不正防止対策
・運営・管理に関する責任体制が不明確	・管理・監督がなされず、不正行為が見過ごされる。	・研究費取扱規程に「最高管理責任者」、「統括管理責任者」、「コンプライアンス推進責任者」の職名、役割を明記する ・HPでの公開、研修等により、周知徹底を図る
・研究費の執行ルールや不正に関する認識が不十分	・不正という認識がないまま、不正行為を行ってしまうリスクがある	・研究費の執行ルールと不正防止に関するガイドブック等を作成する ・上記ガイドブック等のグループウェアへの掲載、研修等により、周知徹底を図る
・発注、検収のチェック体制の形骸化	・発注から検収までのチェックが不十分となり、不正行為が見過ごされる	・研究者等に誓約書を提出させる
・研究費の執行に計画性がない	・年度末の駆け込み執行や、余った研究費での不必要な物品購入が起きる	・研修等により、計画的な執行を促す ・事務担当者が執行状況を管理し、研究者等が相互に進捗確認を行えるような体制を整える
・調達物品（備品）の管理が不十分	・紛失や私的利用が発生するリスクが高まる	・物品の所在が分かるように適切に管理する（台帳を整備する）
・実効性のある監査が実施されない	・チェックの形骸化による不正の発生	・監事等と連携し、監査方法を適宜見直しとともに、コンプライアンス教育、啓発活動を徹底する。

【制定／改定履歴】

版数	日付	内容
第1版	令和3年4月1日	策定
第〇版	令和〇年〇月〇日	改訂